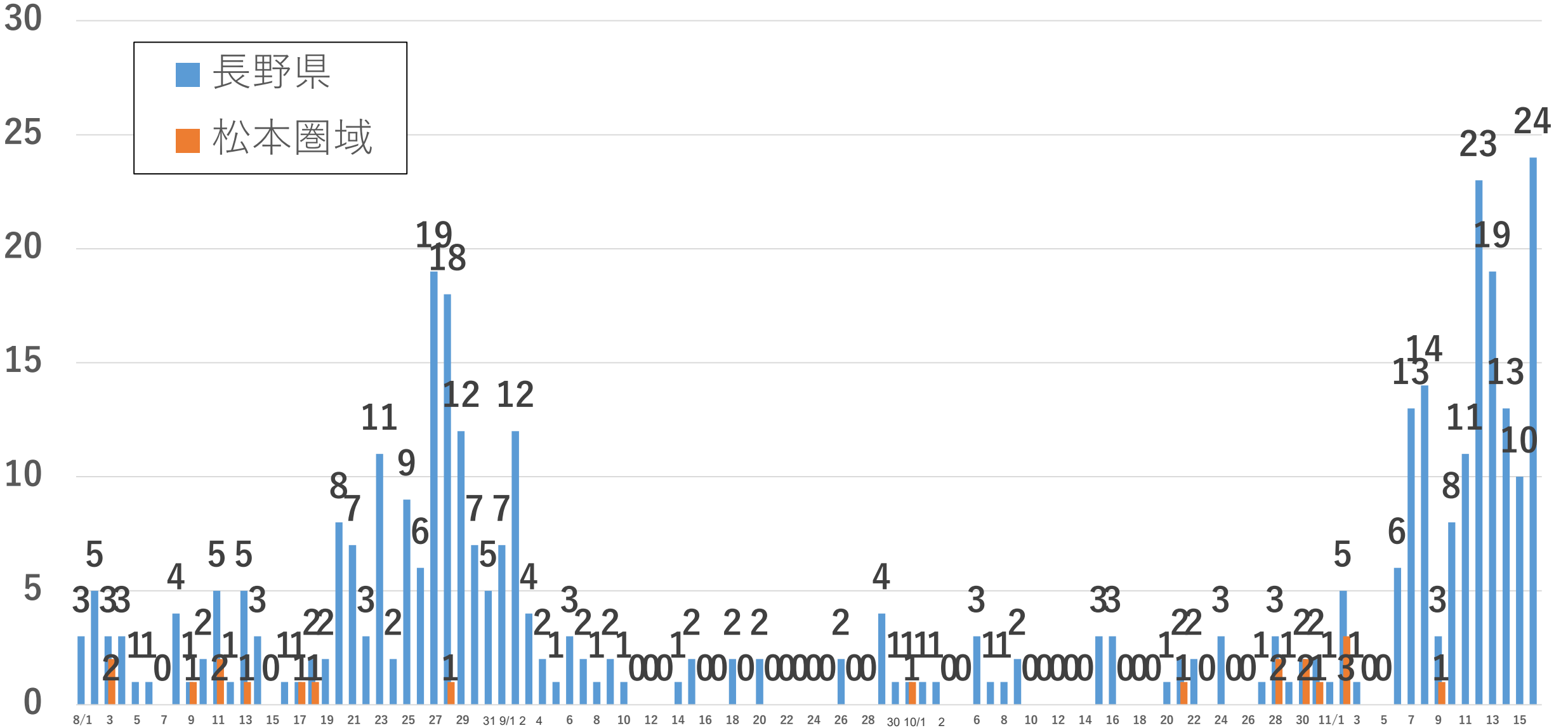
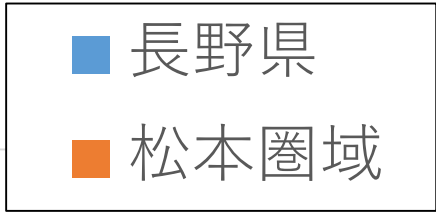


県内の感染者と松本圏域の感染者の推移（8月1日以降）

市長記者会見資料
令和2年11月18日
健康づくり課

(人)



(日)

松本市消費応援キャンペーン事業【第2弾】の結果について

【実施主体】松本市消費応援キャンペーン実行委員会

9月17日にスタートし、10月31日まで実施した消費応援キャンペーン第2弾「キャッシュレス決済ポイント還元事業」の結果は次のとおりです。

I キャッシュレス決済ポイント還元事業の結果

1 キャンペーンの概要

- (1) 開催期間 R2年9月17日(木)～10月31日(土) <45日間>
(2) ポイント上限 1,000円/回、期間中/10,000円/人
(3) 参加店舗 約2,900箇所(キャンペーン前は約2,500箇所)

2 ポイント還元の結果

区分	予定額(A)	実施結果(B)	対比(B/A)
ポイント還元額	4億6,000万円	3億6,775万円	約80%
消費規模 (決済金額)	15億3,333万円	17億9,809万円	約117%
平均決済額	約3,400万円/日	約4,000万円/日	—

※前月同時期比較(率)

- | | | | |
|------------|------|----------|------|
| ・店舗取引額 | 412% | ・市民の利用者 | 198% |
| ・ユーザー数 | 188% | ・市以外の利用者 | 181% |
| ・1人あたり利用回数 | 160% | | |

松本市消費応援キャンペーン事業【第2弾】の結果について

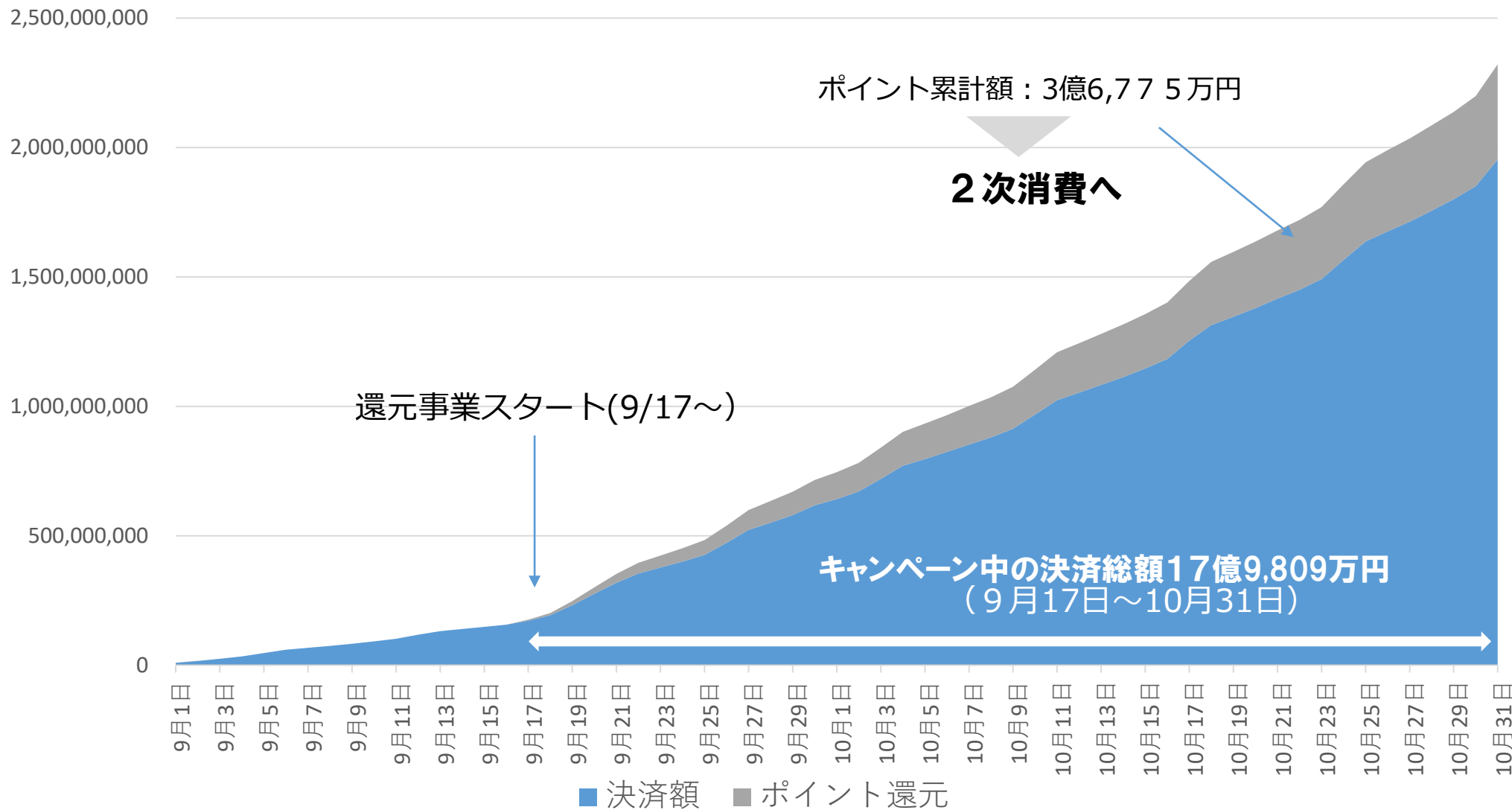
【実施主体】松本市消費応援キャンペーン実行委員会

市長記者会見資料

令和2年11月18日

商工課

キャンペーン期間の決算額・還元額累計



市長記者会見資料
2. 1 1. 1 8
人権・男女共生課

松本市行政文書における性別記載に関する指針の策定について

1 趣旨

男女共同参画の視点や多様な性に配慮し、庁内で使用する申請書及び証明書等の性別記載欄の見直しを進めるため、標記指針を策定することについて、協議するものです。

2 経過及び指針策定の目的

本市では、広報物等における性別表現に関して、令和2年3月に本市独自の表現ガイドラインを策定していますが、性別違和を持つ方や男女選択に抵抗を感じる方などから、行政手続等における性別確認について精神的苦痛を感じるといった声が寄せられています。このような方々の心情に配慮し、更なる人権尊重の取組みとして指針を定め、庁内で使用する申請書及び証明書等の性別記載欄の見直しを進めるものです。

3 庁内で使用されている申請書等の現状調査

(1) 調査期間

令和2年3月11日から3月26日まで

(2) 対象

庁内全課

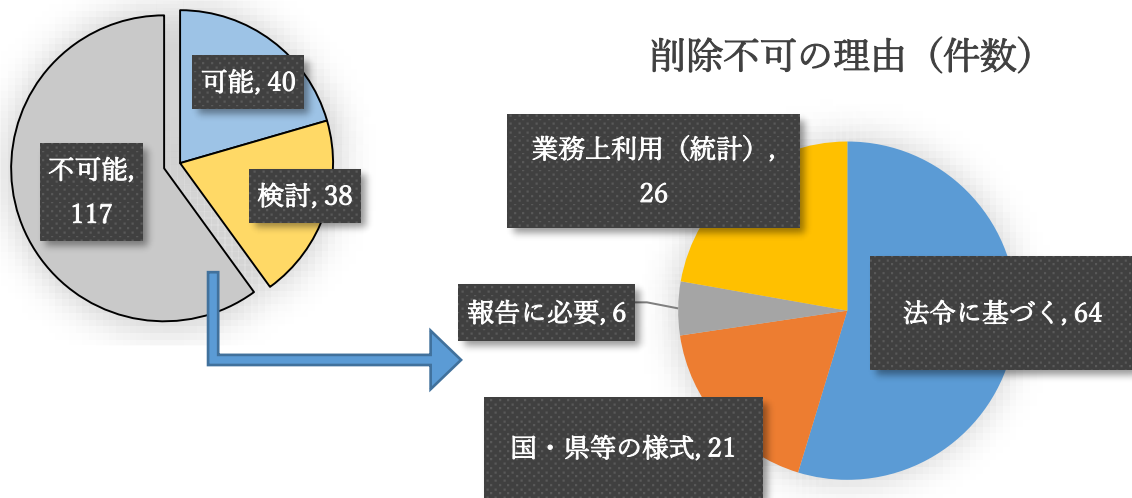
(3) 調査の内容

各課等で使用している申請書、申込書等のうち、性別記載欄を設けているものについて、性別記載欄の削除の可否等を調査

4 調査結果

性別記載欄削除	件数	(割合)
可能	40	(20.5%)
検討	38	(19.5%)
不可能	117	(60.0%)
計	195	

性別記載欄の削除可能性（件数）



5 性別記載に関する基本的な考え方

法令で定められている様式及び国・県等の指定様式を使用する場合並びに業務遂行上性別が重要な情報として必要な場合を除き、各種申請書等の性別記載欄及び証明書等への性別表示は設けないこととします。

(1) 業務遂行上必要な場合の例

ア 統計に関わるもの

施策等の策定に当たり、性別の差が重要な情報となる調査、アンケート等（例：男女共同参画を推進するうえで必要な男女の参画実態把握調査）

イ 医療提供上必要なもの

医療提供や健診、保健指導等

ウ 性別による対応の違いや配慮が必要なもの

部屋割り、更衣室確保など。ただし、この場合においては性別違和者への配慮が別に必要

エ 本人確認に必要なもの

医療・災害現場において性別情報が本人確認上必要な場合等

(2) 性別記載欄等を設ける場合の配慮

ア 上記(1)の例を参考に、性別記載の必要性について、改めて精査します。

イ 「男」、「女」の他に「その他（ ）」、「回答しない」などの選択肢を設けます。

ウ どの性を記入してほしいのか明示します。（例：戸籍の性を記入してください。）

エ 次のような記入に当たっての説明を加えます。

※ 記入は任意です。

※ 答えたくない方は記入不要です。

※ ○○に必要ですので戸籍の性を記入してください。

6 今後の進め方

- (1) 指針を策定し庁内に周知します。
- (2) 各課等で使用している申請書、申込書等の性別記載欄等の必要性について、各課に指針に基づく精査を促し、削除を進めます。
- (3) 新たに作成する様式等については、指針に基づき性別記載の必要性を判断することとします。
- (4) 令和3年4月のパートナーシップ宣誓制度開始に向け、対応可能な様式等は必要な例規等を改正し削除を進めます。

7 参考

- (1) 指針等で性別記載欄等の削除を定めている自治体
愛媛県、兵庫県尼崎市、宮崎県宮崎市、埼玉県深谷市 等
- (2) 性別記載欄の調査を実施し削除を行った自治体
熊本県、千葉県白井市、茨城県取手市、大阪府富田林市 等多数
- (3) 民間の動き
ア 文具メーカーのコクヨは性別欄をなくした履歴書を発売する方針
イ 日本航空は機内アナウンスの性別表現を中立的表現に変更
ウ 企業では、採用ウェブフォームの書式から性別欄をなくす動き

松本市行政文書における性別記載に関する指針（案）

1 目的

本市は、全ての人々が、性別に関わりなく、かけがえのない個人として尊重され、多様性を認め合いながら、生き生きと暮らせるまちを目指しています。多様な性の在り方や、LGBTQ（性的マイノリティ）の方への理解が進んできてはいるものの、手続等の際に性別を再確認されるなど、性別違和を持つ人や男女選択に抵抗を感じる人が、精神的な苦痛を感じるといった例があります。

市は、このような方々の心情に配慮し、更なる人権尊重の取組みを進めるため、国や県の定めがあるものなど、やむを得ない場合を除き、申請書、証明書等の性別記載欄について見直しを進めます。

2 性別記載に関する基本的な考え方

法令で定められている様式や、国・県等の指定様式を使用する場合及び業務遂行上、性別が重要な情報として必要な場合を除き、各種申請書等の性別記載欄及び証明書等への性別表示は設けないこととします。

3 業務遂行上必要な場合の例

(1) 統計に関わるもの

施策等の策定に当たり、性別の差が重要な情報となる調査、アンケート等

（例 男女共同参画を推進するうえで必要な男女の参画実態把握調査）

(2) 医療提供上必要なもの

医療提供や健診、保健指導等

(3) 性別による対応の違いや配慮が必要なもの

部屋割り、更衣室確保など。ただし、この場合においては性別違和者への配慮が別に必要

(4) 本人確認に必要なもの

医療・災害現場において性別情報が本人確認上必要な場合等

4 性別情報を収集、表記する場合の配慮

収集、表記の必要性について十分精査のうえで、性別記載欄を設ける場合は「男」、「女」だけでなく、他の選択ができるよう配慮すること。また、性別情報がなぜ必要なのか理由を表記し、どの「性別」を記入してほしいのかを明確にすること。

【性別記載欄を設ける場合の例】

例1 性別（ 男 女 回答しない）

例2 性別（ ）

なお、次のような、記入に当たっての説明を加える。

※ 記入は任意です。

※ 答えたくない方は記入不要です。

※ ○○に必要ですので戸籍上の性別を記入してください。

※ ご自身が認識している自分の性別を記入してください。

市長定例会見資料
2. 11. 18
環 境 部

旧静山荘敷地内に不法に投棄された廃棄物の処理に係る
不適切な対応について

1 趣旨

旧静山荘敷地内に不法に投棄された一般廃棄物の処理について、不適切な対応があったことについて報告するものです。

2 事案の概要

(1) 場 所

旧静山荘敷地内西側（内田2575番他 占有者：内田地区財産管理委員会）

(2) 当該廃棄物の処理について

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条において、土地等の占有者等はその占有等をする土地等を清潔に保つ努力義務が課せられていることから、廃棄物の処理はその占有者等が行うこととされています。

イ 松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下、「条例」といいます。）第11条に規定する「収集処分（市長が必要と認め市が行う場合）」の範囲は、占有者等が分別等を行った廃棄物を、その者の依頼に基づいて収集、運搬及び処分を行うものです。

ウ 本事案においては、この範囲を超えて、市が地区と協力して分別等の作業を含めて収集、運搬を行ったものです。また、占有者に対して条例に規定する収集処分手数料の負担を求めていなかったものです。

(3) 収集処分の日

9月29日

(4) 収集処分した量

約11トン（可燃ごみ約6トン、不燃ごみ約5トン）

(5) 収集処分した廃棄物

ア 可燃ごみ 木材、ブルーシート、発泡スチロール、断熱材、プラスチックケース など17品目

イ 破砕ごみ 座椅子、額縁、クーラーボックス など4品目

ウ 埋立ごみ ガラス、コンクリートブロック、瓦礫 など7品目

エ 金属類 バケツ（金属製）、一斗缶、アルミ缶 など6品目

オ 小型家電 掃除機、ミキサー、炊飯器

3 経過

H30. 10 内田地区公害対策委員会役員が当該廃棄物を発見し、警察に通報
(行為者は不明)

31. 2 内田地区公害対策委員会役員と、長野県松本地域振興局環境課(現
環境・廃棄物対策課)及び市環境部が現場を確認

(1) 県は、当該廃棄物は産業廃棄物とはいえないとの見解

(2) 市は、処理は土地所有者又は占有者が行うことが基本であり、
対応は難しい旨を説明

(3) 内田地区公害対策委員会及び内田地区町会連合会は、占有者が
単独でこれを処理することが難しい状況を共有する中で、本件廃
棄物の処理を地域課題と捉え、地区として解決方法を探ることと
した。ただし、役員が労務提供してまではやらないとの考え

R 2. 7～ 地区に関する市議会議員が、地区に対し、労務提供を含めて地
元ができることはやれないか、市には運搬処理費を持ってないかなど
の働きかけ。これを受けて、地区と市が共同して当該廃棄物の処理
を行う方向で協議

2. 9 内田地区公害対策委員会と市環境部が共同で作業し、当該廃棄物
を撤去

4 不適切な対応について

本事案は、地区から地域課題として当該廃棄物処理について相談を受ける中で、廃
棄物の分別等に係る労務提供、処理困難物(家電リサイクル法により処理することが
必要な家電など)の処理を地区が行い、収集、運搬及び処分を市が行うという役割分
担で作業を行いました。

この際、当該土地の占有者についての認識が十分でなかったこと、条例に基づいて
市が業務として行うべき範囲を超えて、分別等にまで踏み込んで地区と共同して作業
に従事したこと、及び、条例第11条に定める収集処分手数料を徴しなかったこと
において、対応が不適切だったものです。

5 今後の対応について

(1) 条例第11条に定める収集処分手数料について、当該敷地の占有者に負担を求め
ていきます。

(2) 今後同様の事案が発生した場合は、関係法令及び条例等の規定に則って適切に対
応します。

担当

環境業務課 課長 百瀬 今朝和
(内線 531210)